

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

合志市は、熊本市の北東部に位置し、熊本空港からの時間的な利便性や九州縦貫自動車道からの交通アクセスもよく、また、熊本市の中心部から合志市のほぼ中心部まで乗り入れた私鉄「熊本電気鉄道」や国道・県道の道路網も整備されたことから、高度経済成長期から一挙に市街化が進み、熊本都市計画区域の中で生活圏を同じくするベッドタウンとして人口増加の一途をたどり、住みやすいまちの基盤となる上水道の整備や公共下水道事業への着手など住環境の整備に努める一方、企業等が立地する産業都市としての面をあわせ持つ自然豊かな地域として発展してきた。

本市は1975（昭和50）年あたりから人口増加が始まり、熊本市周辺という通勤、通学の利便性に加え適度な住宅価格帯であること、また市内工業団地等への企業進出の影響から、現在も増加傾向が続く全国的にも稀有な自治体であり、令和5年3月末時点（住民基本台帳）で64,453人と、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」を大きく上回っている。なお、本市人口推計によると今後さらに人口増加が続き、令和12年には70,000人を超えることが予測されている。

本市の産業構造について、従業員ベースで見ると製造業や建設業、卸・小売業、医療・福祉業において多くなっているが、産業構造の構成比率を付加価値額ベースで見ると製造業が全体の約7割を占め、卸・小売業の比率が1割にも満たない等、製造業に大きく依存した、近隣自治体と比べても特異な構造を有している。

現在、市内の中小企業の人手不足や後継者不足は喫緊の課題であり、これらを起因とする企業の競争力低下等の課題にも直面している。このような現状を放置すると、市全体では人口が増加する一方で、雇用の場でもある地域産業が衰退するといったアンバランスな地域経済構造を招くこととなり、ひいては市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市としては、市内中小企業に対して、設備投資等に係る補助金や不均一課税等、財政、税制の両面から支援措置を講じてきたが、引き続き、市内中小企業の抜本的な生産性の向上を進めることが必要だと考えている。

加えて、今般の人手不足等の諸課題に対応し、生産性向上に資する積極的な設備投資による、強固な事業基盤の構築を強力に支援することが重要である

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が旺盛な自治体の一つとなることを目指す。

また、平成31年に供用開始した北熊本スマートインターチェンジや現在整備が進

む御代志地区の土地区画整理事業、そして今後は中九州横断道路や新たな市営工業団地等の整備も予定されているところ、本計画に基づいた各種支援制度を総合的に実施することにより、市内の各拠点における企業誘致を強力に推進し、更なる産業集積の創出につなげることを目指す。

中小企業等経営強化法における生産性向上のための集中投資期間と、本市におけるインフラ整備等による投資拡大期を有機的に結びつけ、市内中小企業者だけでなく、市外中小企業者の設備投資も呼び込み、熊本県の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定めるものをいう。以下同じ。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

なお、先端設備等導入計画の認定を受けるに当たって事業者は、実施しようとする事業内容等に鑑み同計画の期間を選択できることとし、例えば3年間の先端設備等導入計画の場合は、計画期間である3年後までの労働生産性向上の目標伸び率は9%以上、4年間の計画の場合、4年後までの目標伸び率は12%以上、5年間の計画の場合、5年後までの目標伸び率は15%以上として設定することとする。

2 先端設備等の種類

合志市の産業は、主として製造業が牽引しているものの、農林水産業や小売、サービス業等も積極的に活動しており、多様な業種が合志市の経済・雇用を支えていることから、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

合志市においては、東部地域を中心に4の工業団地（セミコンテクノパーク、合志工業団地、栄工業団地、蓬原工業団地）が整備されており、半導体関連企業や二輪・四輪部品製造関係企業を中心とした関連企業が数多く立地している。また、西部地域は交通拠点ゾーンを中心として食品加工場や物流倉庫等の食品関連企業が、南部地域は熊本市に隣接していることもあり商業・サービス施設等が多く立地している。

これら地域特性に応じた産業の分布に加え、中九州横断道路や新たな市営工業団地の整備が予定されており、今後、市内各所を拠点とした更なる産業集積が見込まれている。

したがって、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計

画の対象区域は、本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

合志市の産業は、主として製造業が牽引しているものの、農林水産業や小売、サービス業等も積極的に活動しており、多様な業種が合志市の経済・雇用を支えていることから、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、2年間（令和5年6月29日～令和7年6月28日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間について事業者は、実施しようとする事業内容等に鑑み、3年間、4年間、5年間のいずれかから選択することとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定においては、単なる人員削減を目的とした取組を対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮するものとする。

また、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

導入する先端設備等のうち、市内に工場や事業所等がなく、全量売電を目的とする太陽光発電に関する設備については、本市経済の発展や雇用の維持に直接つながらず、また、本計画の趣旨及び目標に沿わないため対象外とする。